

令和8年度オープンイノベーション創出支援事業委託業務企画提案仕様書

1 委託事業名 令和8年度オープンイノベーション創出支援事業

2 業務期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで

3 委託業務の目的

県内企業がデジタル等の技術・サービスを持つ県内外企業と協働・共創し、オープンイノベーションによる革新的なビジネス・サービスを創出する取組を支援することで、県内企業等の高度化を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

オープンイノベーションによる革新的なビジネス・サービスの創出を目指す県内企業等（以下、「ホスト企業」という。）とデジタル等の技術・サービス等を持つ県内外の企業等（以下、「パートナー企業」という。）の協働・共創の取り組みに対する伴走支援として以下の業務を実施する。

(1) 協働・共創支援に係る業務

ア ホスト企業の募集

- ・公募要領等を作成し、SNS、WEBサイト等を活用して、広くホスト企業を募ること。
(公募要領については、沖縄県と協議の上、作成すること。)
- ・経済団体やインキュベーション施設等の関係機関と連携するなど、説明会の集客や応募者の発掘に繋がる広報活動を積極的に行うこと。

イ ホスト企業の選定

- ・申請内容を精査し、適宜ヒアリング等を実施した上で、ホスト企業を7者以上選定すること。
- ・選定に際しては、県と十分に協議の上決定すること。

ウ パートナー企業選定に対する支援

- ・パートナー企業の選定に向けて、ホスト企業が目指すビジネス・サービスや、必要となる社外の技術・サービスを具体化し、自社内外に適切に提示できるよう、ホスト企業に対して効果的な支援を実施すること。

エ パートナー企業の募集

- ・ホスト企業に対して、新たなビジネスプランや課題解決策等を提案し、共創・協働の相手方となるパートナー企業を募ること。

オ パートナー企業の選定

- ・ホスト企業1社に対し、パートナー企業1社以上を選定すること。
- ・選定に際しては、ホスト企業とともに応募者の提案内容を詳細に検討し、適宜ヒアリング等を実施した上で、最適なパートナー企業を選定すること。

カ 協働・共創に向けた支援

- ・ホスト企業とパートナー企業が連携し、協働・共創を進める体制を整備するとともに、新たなビジネス・サービスの企画やアイデアの創出を目的としたワークショップ等を開

催すること。

- ・ワークショップの開催に際しては、専門的知見からファシリテーションなど必要な支援を行うとともに、外部有識者を含むメンターを配置すること。

キ 伴走支援の実施

- ・ホスト企業とパートナー企業が実施する新たなビジネス・サービスの実証実験や事業化に向けた取り組みに対して、オープンイノベーションに関する知見・経験を有するコンサルタント等を配置して、ビジネス・メンタリング等の支援を行うこと。

(2) オープンイノベーション創出支援事業補助金に係る業務（以下、「本補助事業」という。）

ア 補助候補事業者の公募

- ・公募要領等を作成し、SNS、WEB サイト等を活用して、補助候補事業者を募ること。
(公募要領については、沖縄県と協議の上、作成すること。)
- ・本補助事業における補助候補事業者は、自社でパートナー企業を確保し、新たなビジネス・サービスの企画やアイデアを具体的に有する県内企業を対象とすること。

イ 審査委員会の設置・運営

- ・補助候補事業者の選定及び活動結果の評価・検証等を行うため、審査委員会を設置し、運営すること。
- ・委員の選定、就任手続き、委員との調整、会場手配、委員会の進行、資料作成、議事録作成等、委員会運営に関する一切の業務を行うこと。
- ・審査委員会において、補助候補事業者を3者程度選定すること。

ウ 伴走支援の実施

- ・補助事業者（補助候補事業者のうち、県から補助金交付決定を受けた者）が実施する新たなビジネス・サービスの実証実験や事業化に向けた取り組みに対して、オープンイノベーションに関する知見・経験を有するコンサルタント等を配置して、ビジネス・メンタリング等の支援を行うこと。

エ 補助事業者の事業執行管理

- ・県が定める「オープンイノベーション創出支援事業補助金交付要綱」及び関係法令等に基づき、補助事業者が補助金を適正に執行できるよう、以下のとおり執行管理を行うこと。
 - (ア) 補助金交付申請書及び事業計画書の受付、内容確認並びに補正の助言
 - (イ) 補助金事務処理要領等による、手続き等の事前説明の徹底
 - (ウ) 補助事業者の事業遂行状況の確認及び助言
 - (エ) 実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言
 - (オ) 補助金の適正執行に関する指導・監査
 - (カ) その他補助事業管理のため必要な事項

(3) 各種セミナー等の開催

ア オープンイノベーション理解促進セミナー等の開催

- ・県内企業等を対象に、外部リソースを活用したオープンイノベーションの重要性や具体的な手法に関する基礎知識を普及し、本事業への関心と参加意欲を高めるためのセミ

ナー等を4回以上開催すること。

- ・セミナーの内容は具体的かつ多様な形式（例：座学セミナー、ワークショップ、ハッカソン等）で提案すること。

イ イントレプレナー輩出促進に向けた経営者層・管理職向けセミナー等の開催

- ・県内企業において社内起業家（イントレプレナー）を輩出しやすい環境を整備するため、経営者層及び管理職を対象としたセミナー等を4回以上開催すること。
- ・セミナー等では、経営者層や管理職がイントレプレナーシップの重要性を理解し、挑戦を許容する組織文化や評価制度の構築について学べるプログラムとすること。
- ・セミナーの内容は具体的かつ多様な形式（例：座学セミナー、ワークショップ、ハッカソン等）で提案すること。

(4) 事業説明会及び成果報告会の開催

ア 事業説明会の開催

- ・本事業における「協働・共創事業」及び「補助金事業」について、県内企業に広く周知し、事業理解の促進及び応募意欲の喚起を図るため、契約締結後できるだけ早い段階で、事業説明会を開催すること。
- ・事業説明会では、事業の目的や支援内容、申請手続きの流れ、県内外の事例等を解説するとともに、本事業への参加を促す内容を盛り込むこと。
(※4(3)のセミナー等との併催も可とし、効率易な運営を図ること。)

イ 成果報告会の開催

- ・「協働・共創事業」及び「補助金事業」において支援した企業の取組や成果を共有し、事業の効果や価値を広く発信するため、成果報告会を開催すること。
- ・成果報告会では、支援を受けた企業によるプレゼンテーションやパネルディスカッションを通じて、具体的な事業成果や学びの成果が発表できるようにすること。
(※4(3)のセミナー等との併催も可とし、効率易な運営を図ること。)

(5) 【自主提案】その他本事業の目的を達成するため効果的な取組

<留意事項>

- ・事業効果を最大限に発揮するため、本仕様書に記載された各取組を相互に連携させ、一体的かつ効果的に推進すること。
- ・本事業の取組内容をSNS、WEBサイト等を活用して積極的に広報し、県内外に広く情報発信すること。
- ・国や県が実施する関連事業（例：スタートアップ支援、実証実験支援など）との連携に努め、相乗効果を図ること。
- ・本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる体制として、以下の内容を履行すること。
(ア) 本委託業務全体を掌理できる者1名を配置すること。
(イ) 本委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、沖縄県との間で対面またはWeb会議ツール等により取組全般に係る定例ミーティングを開催すること。

5 委託業務の目標

本委託業務における目標は以下のとおりとする。

受託者においてはこれらの目標達成に向けて取組むこと。

- (1) 協働・共創支援の支援対象者数：7社
- (2) 本補助事業の補助事業者数：3社
- (3) 上記(1)(2)のうち、社会実装に向けて取り組む新たなビジネス・サービスの創出数：3件
- (4) 各種セミナー等の開催回数：各4回以上

6 成果物

- (1) 本委託業務の成果物として、以下の納品物を提出すること。
委託業務報告書 電子データ (PDF形式及びWord形式)
- (2) 提出期限は、令和9年3月12日（金）とする。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
- (4) 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 委託業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる一切の経費は受託者の負担とする。
- (6) 成果物については、沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を附加すること。
ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
エ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

7 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務
その他、沖縄県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲
契約金額の 50%を超えない業務
その他、沖縄県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、沖縄県が簡易と決定した業務

8 その他

- (1) 事業の進捗状況を毎月沖縄県に報告すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。
- (3) 前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議すること。